写

令和８年11月20日

豊橋市議会議長　松崎正尚　様

豊橋市議会議員　諸井菜々子

政治倫理審査請求書の受理に関する申入れ

令和８年10月29日付で提出され、議長が受理された、私を被請求議員とする政治倫理審査請求書（代表請求者　田中敏一議員）について、豊橋市議会議員政治倫理条例（以下「条例」）に照らして、次の点で不備があると考えます。この件については11月12日に口頭で申し上げましたが、改めて文書で申し入れます。

疑いを証する書類について

条例第４条は、審査の請求にあたり、政治倫理基準に抵触する疑いがあることを証する書類の添付を求めています。逐条解説に、請求書に「疑いの内容が政治倫理基準を当てはめて当該基準に抵触することの根拠（理由）」を記載し、「その根拠（理由）を客観的に担保する書類を添付する必要がある」としています。

本件で添付されたのは、問題とされた市政報告チラシと、令和８年９月定例会の一般質問の文字起こしです。これらは問題とされた行為そのものであり、その内容が事実と異なることを客観的に担保する書類ではありません。

添付された文字起こしについて

添付された一般質問の文字起こしは、公式の会議録と文言が異なる箇所がありました。私が議場で「グレーなこと」と述べた部分が、「ずるいこと」と記載されています。また、誤字も見受けられます。

以上のことから、本件請求書は、条例第４条の要件を満たしておらず、本来受理されるべきものではなかったと考えますが、以下申し入れます。

申入れ事項

１．本申入れの内容を、政治倫理審査会の場で伝えてください。